

# 後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たす方は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

簡易的な判定は、次のフローチャートでご確認ください。

なお詳細な要件は、市HP等をご確認ください。

はい いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。

はい

減免該当（対象期間の保険料を全額免除）

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が令和3年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、減少する見込みの事業収入等に係る令和3年の所得が、1円以上である。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、令和3年の合計所得が1,000万円以下である。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、減少する見込みの事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計が400万円以下である。

はい

いいえ

減免該当（対象期間の保険料の一部を減額・免除）

減免非該当